処 分 基 準

			処 分 基 準 令和6年11月8日作成
法		令	名: 銃砲刀剣類所持等取締法
根	拠	条	項:第9条の16第2項
処	分(の概	要:クロスボウ射撃資格の認定の取消し
原相	権者	(委任先	t):青森県公安委員会
(ì	銃砲刀 射撃教	汝習)、	め: 所持等取締法第5条第1項・第5項(許可の基準)、第9条の5第3項 第9条の16第2項 所持等取締法施行規則第36条(許可証等の返納の手続)
処	分	基	準:別紙のとおり
問	い合	・わせ	先:生活安全部生活安全企画課(017-723-4211)
備			考: